

景観計画区域内における行為の（変更）届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

届出者 住所

氏名

連絡先

法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名

景観法第16条第1項（第2項）の規定により、次のとおり届け出ます。

代理者 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)	ア 氏名			
	イ 住所			
	ウ 電話番号			
行為の名称				
行の場 為所	地名及び地番	市	町	番地
		郡	村	
区 域 区 分	<input type="checkbox"/> 特定景観形成地域 ( )		<input type="checkbox"/> その他	
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物 <input type="checkbox"/> 工作物 <input type="checkbox"/> 開発 <input type="checkbox"/> 土地の形質の変更 <input type="checkbox"/> 物件の堆積 堆積物件の種類 ( )		<input type="checkbox"/> 新築又は新設 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 外観の変更 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更	
	<input type="checkbox"/> 水面の埋立て		<input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 移転	
① 建築物・ 工作物		届出部分	届出以外の部分	合計
	敷地面積			m <sup>2</sup>
	建築(築造)面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	延べ面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	高さ	m	m	
	構造	造/一部 造		
	用途			
外観の変更の内容				
①以外	面積			m <sup>2</sup>
行為の着手予定日		年 月 日	行為の完了予定日	
年 月 日		年 月 日		
※届出番号	第 号	※適合通知年月日	年 月 日	
※受付欄			※ 県処理欄	
都市政策課	建設部	市町村		

注 「※」印の欄については、記入しないでください。

※意見欄  
(市町村)

#### 添付書類

- 建築物・工作物
  - ① 建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面（縮尺1/2, 500以上）
  - ② 当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真
  - ③ 当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面（縮尺1/100以上）
  - ④ 建築物又は工作物の彩色が施された二面以上の立面図（縮尺1/50以上）  
色彩のマンセル値（日本産業規格Z8721で定める色相、明度及び彩度の三属性の値で表す数値）を表示すること
- 開発、土地の形質の変更、物件の堆積等
  - ① 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面（縮尺1/2, 500以上）
  - ② 当該行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真
  - ③ 設計図又は施行方法を明らかにする図面（縮尺1/100以上）

#### バッファゾーン

●橋本市、新宮市、かつらぎ町、那智勝浦町歴史文化的景観保全条例、九度山町高野参詣道周辺景観保護条例、熊野古道大辺路富田坂及び仏坂周辺の文化的景観の保護に関する条例、すさみ町熊野古道大辺路周辺の文化的景観の保護に関する条例及び熊野古道大辺路新田平見、富山平見、飛渡谷及び清水峠周辺の文化的景観の保護に関する条例の許可対象行為は市町条例による許可申請と和歌山県景観条例による届出を同時申請する場合に限り、①以外の図面を省略することができる。

#### 小規模（軽易）行為

●バッファゾーン以外の軽易な行為に係る届出の場合、添付書類②を省略することができる。なお、各図面は内容がわかれば縮尺は任意とする。また、①及び③の図面は兼ねることができる。

軽易な行為とは、建築物：延べ床面積30m<sup>2</sup>以内かつ高さ3m以内、工作物：高さ3m以内、その他：面積30m<sup>2</sup>以内のものに係る行為

#### 事前協議対象の行為

●既に提出した図書の内容に変更がないときは、当該図書の添付を省略することができる。